

令和4年8月22日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月21日

精華町監査委員 井上 直樹

同 坪井 久行

第1 監査の請求

1 請求人

青木 敏

2 請求書の提出

令和4年8月22日

3 請求の内容

請求書に記載されている事項から、監査請求の主張及び措置の要求を次のように解した。

請求の要旨

1 違法又は不当とする財務会計上の行為に関する主張

精華町（以下「町」とする。）が町所有の「北稲区民いこいの家（以下「いこいの家」という。）」を武内神社に無償で貸してきたことは、違憲及び違法な行為であり、町が当該状態を解消しないこと及び武内神社に対して賃料相当の損害金を請求しないことは、財産の管理を怠る事実該当する。

2 違法又は不当とする理由に関する主張

いこいの家は町の行政財産である。これを宗教法人である武内神社に対して無償で貸し付けることは、宗教団体に対して特別の便益を提供し、これを援助していることになるため、憲法第89条及び第20条第1項に違反する。

また、当該行政財産の貸付けは地方自治法第238条の4第1項に違反する行為である。

町はこのような違憲及び違法状態を解消することなく、また、武内神社に対して賃料に相当する損害金を請求していないことは、財産の管理を怠る事実該当する。

3 措置請求

町長に対して、違憲及び違法状態を解消するための必要な措置を講ずるとともに、これまでの賃料に相当する損害金を回収するための必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和4年9月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

住民監査請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

町がいこいの家を武内神社に無償で貸してきたことは違憲及び違法な行為に当たり、当該状態を解消しないこと及び賃料相当の損害金を請求しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象とした。

2 監査の期間

令和4年8月22日から令和4年10月21日まで

3 監査対象部局

総務部自治振興課

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述については、同人が辞退し行わなかった。

5 関係人の陳述及び証拠提出

令和4年9月21日付で精華町長から弁明書の提出があった。また、令和4年9月26日に関係人として、北稲八間自治会長の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

1 関係法令

(1) 精華町地区集会所の設置及び管理に関する条例

第1条 住民福祉の向上に資するため、集会所を設置するものとする。

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

名称	位置
略 北稲区民いこいの家	略 精華町大字北稲八間小字北垣外 43番地

2 判断

本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

請求人は、町がいこいの家を武内神社に無償で貸してきたことが違憲及び違法な行為であると主張している。そこで、まず町がいこいの家を武内神社に無償で貸してきた事実があったのか検討をする。

請求人から当該行為を証するものとして提出があった書類は、以下の表のとおりである。

	提出された書類	具体的な内容
1	いこいの家の入口の写真 (令和3年12月20日時点)	いこいの家の入口の扉の横に「武内神社社務所」という看板が掲げられている。
2	いこいの家の入口の写真 ②(令和4年1月5日時点)	上記1の看板が撤去されている。
3	武内神社敷地内の写真	いこいの家の脇に「武内神社」と書かれた一輪車が立てかけられている。
4	武内神社発行の文書「お宮さん」 (昭和56年4月20日)	「一部は社務所として建てていただいたということです。従って建物の性質がどんなふうになるろうとも神社とのゆかりはきりはなせないものです。」との記述がある。
5	武内神社発行の文書「お宮さん」 (平成26年9月4日)	「「いこいの家」は北稲区に「神社が土地を貸した」という形で神社専用の部屋が三つあり、管理としては北稲区がやっていくといった約束になっています。」との記述がある。
6	精華町の令和3年度一般会計・特別会計決算書の	歳入の「総務使用料」にいこいの家の使用に係る収入の記載がない。

これらの提出書類だけでは、当該行為の事実を認定することはできないため、以下の調査を行った。

(1) 財務会計機関に対する弁明書及び証拠提出要求

精華町長の弁明書によると、「いこいの家の建設当初から本日（令和4年9月21日）に至るまで有償無償を問わず町が武内神社に対して北稲区民いこいの家を貸し付けた事実はない」とのことであった。

(2) 関係人の陳述聴取

いこいの家の管理委託先である地元自治会の北稲八間自治会長に聴取を行ったところ、当該行為の事実について、否定をされた。また、上記表に記載の「お宮さん」の内容についても、同様に否定をされ、その中でも「管理としては北稲区（北稲八間自治会）がやっていくといった約束になっている」という点については、管理は町から自治会に委託されているので、神社と自治会の間でのやりとり（約束）はないとのことであった。なお、いこいの家に掲げられていた神社社務所の看板については、元々社務所が建っていた場所にいこいの家が建設されたことから、当時の地元住民の心情として、そのことを示すために、跡地に建設した建物に看板を掲げたのではないかとの見解があった。いずれにしても神社社務所としての利用実態はないとのことであった。

以上、これらの調査によっても、町がいこいの家を武内神社に無償で貸してきたことについて、事実として認定するには足りなかった。したがって、本件請求については、「町がいこいの家を武内神社に無償で貸してきた」と請求人が主張する町の行為が事実であると確認できないことから、その余の点を検討するには及ばなく、棄却とする。